

プレスリリース [2025 年 5 月 9 日]

(計 1 枚)

### 住民監査請求の監査結果について

2025 年 3 月 12 日付けで請求があった住民監査請求について、2025 年 5 月 9 日付けで監査結果を公表（告示）しました。

請求の要旨及び監査結果は以下のとおりです。

#### ■ 請求の要旨

資源ごみ集積場の看板等を市道上に設置する行為は、道路法第 43 条第 2 号に違反しているため、市長が不法占用者に対して次の措置を行うよう求める。

- ①道路法第 71 条第 1 項に基づき、看板等の除却を命じる監督処分を行うこと。
- ②道路法第 43 条第 2 号に違反していることを理由に、不法占用者を刑事告発すること。
- ③市道の土地所有権に基づき、各土地に占用する看板等の撤去を請求すること。
- ④占用料相当額 1,442,465 円の不当利得返還請求をすること。

#### ■ 監査結果

一部却下・一部勧告・一部棄却

#### ■ 監査委員の判断の要旨

- (1)上記①及び②については、住民監査請求の対象とはならないため却下する。
- (2)上記③については、違法又は不当に財産の管理を怠っているとまではいえず、請求人の主張には理由がないので棄却する。
- (3)上記④については、市長に対し、2025 年 7 月 31 日までに、不法占有者に対して不当利得である占用料相当額 404,050 円を返還請求するよう勧告し、当該額を超えて不当利得を返還請求するよう求めている請求人の主張には理由がないので棄却する。

※監査結果の詳細については、町田市ホームページ内の住民監査請求のページ（トップページ＞市政情報＞市の監査＞監査等の結果＞住民監査請求）でご確認いただけます。URL：[https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shi\\_kansa/kansa\\_kekka/juukan2.html](https://www.city.machida.tokyo.jp/shisei/shi_kansa/kansa_kekka/juukan2.html)

#### ■ 本件に関するお問い合わせ先

監査事務局長 高橋 TEL 042-724-2547